

岩手県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第56号

岩手県県税条例施行規則の一部を改正する規則

岩手県県税条例施行規則（昭和41年岩手県規則第12号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>(<u>条例第66条の2第2項</u>の規定による不動産取得税の減免)</p> <p>第40条の3 <u>条例第66条の2第2項</u>に規定する同条第1項各号に準ずる特別の事情があると認められる不動産の取得は、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(不動産取得税の減免の申請書等の様式等)</p> <p>第42条の2 <u>条例第66条の2第3項</u>に規定する規則で定める申請書は、別に定める様式による不動産取得税減免申請書とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の不動産取得税減免申請書には、<u>条例第66条の2第3項</u>に規定する書類のほか、前項第2号に規定する家屋の固定資産課税台帳に登録された価格を証明する書類を添付しなければならない。</p> <p>4 [略]</p> | <p>(<u>条例第66条の2第3項</u>の規定による不動産取得税の減免)</p> <p>第40条の3 <u>条例第66条の2第3項</u>に規定する同条第1項各号に準ずる特別の事情があると認められる不動産の取得は、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(不動産取得税の減免の申請書等の様式等)</p> <p>第42条の2 <u>条例第66条の2第4項</u>に規定する規則で定める申請書は、別に定める様式による不動産取得税減免申請書とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の不動産取得税減免申請書には、<u>条例第66条の2第4項</u>に規定する書類のほか、前項第2号に規定する家屋の固定資産課税台帳に登録された価格を証明する書類を添付しなければならない。</p> <p>4 [略]</p> |
| 備考 改正部分は、下線の部分である。 | |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。